

## 契約及び入札等の心得

(目的)

第1条 本契約及び入札は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、綾川町建設工事執行規則、綾川町条件付き一般競争入札に関する要綱、綾川町建設工事指名競争入札参加資格基準その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、現場、契約の条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義のあるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書を作成し、封かん、封印のうえ入札者の氏名を表記し、入札に参加しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は、入札参加者の代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行

ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(工事に係る入札参加者)

第6条 工事の請負契約に係る入札参加者のうち、現場代理人、主任技術者又は監理技術者(建設業法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者)を配置することができないものは、入札に参加することができない。ただし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2 前項の場合においては、入札の執行前までに入札を辞退する旨を書面をもって契約担当者に通知しなければならない。

(無効入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの

(3) 入札保証金を要する場合において、これを納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 代理人で委任状を提出しない者又は2人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で

入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(再度入札)

第9条 初回の入札に付して落札者がいない場合は直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、初回の入札に参加しなかった者、又は第7条及び前条の各号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合わせて原則3回とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事又は製造その他についての請負の場合)又はその者と契約を締結することが公正な取引を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことができる。

2 工事又は製造その他についての請負に係る入札において、契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とする。

3 最低制限価格を設けない場合でも、低額入札で落札した者において、工事の適正な履行が確保できないと判断した場合は、失格とする場合がある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(契約保証金の納付)

第12条 落札者は、契約の締結時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保(即金可能な有価証券等)を納付しなければならない。

ただし、契約金額が200万円に満たないとき

は、この限りではない。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。

3 契約保証金の納付は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず契約保証金を減免することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の通知をした日から10日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力が失われることがある。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、現場、契約の条件等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約)

第16条 随意契約をする場合において見積書を提出するときは、前15条の規定中、「入札」とあるのを適宜「見積」又は「見積合せ」と読み替えるものとする。

(不当要求行為等への対応)

第17条 暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、綾川町発注工事等に関する不当要求行為排除対策要綱に基づき、毅然として対応するとともに、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察本部に届け出ること。